

SATO社会保険 労務士法人 News Letter

2016年7月号 (No.60)



今月の特集

1. 介護休業給付金の支給率・賃金日額の上限額の変更
2. 今後の介護休業の法改正について
3. 7月は全国安全週間！

◎ 雇用保険 介護休業給付金の支給率・賃金日額の上限額の変更について

平成28年8月1日以降に開始する介護休業から、雇用保険 介護休業給付金の「支給率」および「賃金日額の上限額」が変更になります。

この変更は、高齢化社会において介護休業取得の必要性や、介護と仕事の両立の重要性が高まっていることに対し、介護をしながら就業を継続する労働者の就業環境の整備を行政が目指していることのアラわれです。

皆様も介護休業給付金に関する知識を深め、介護休業を取得する労働者をサポートしましょう。

■ 介護休業給付金とは？

配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得した雇用保険被保険者について、介護休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、公共職業安定所への支給申請により、支給される給付金です。

介護休業給付金は、同一の対象家族の同一の要介護状態について取得した介護休業について、3ヶ月

を限度に1回限り支給されます。

■ 受給資格

- ① 家族を介護するために介護休業（※1）を取得した65歳未満の一般被保険者であること
※1 負傷・疾病または身体上・精神上の障害により2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業
- ② 介護休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること

■ 支給額 ★ 今回の改正部分です

介護休業給付金支給額の計算式
休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 支給率

【改正前】支給率 = 40%

（平成28年7月31日までに開始した介護休業は改正前の支給率で支給されます）

【改正後】支給率 = **67%**

（平成28年8月1日以降に開始する介護休業より、改正後の支給率に引き上げられます）

■ 賃金日額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」が適用され、引き上げられます。



◎ 今後の介護休業の法改正について

平成29年1月1日の法改正により、介護休業の分割取得が可能となります！

現状、介護休業給付金の対象となる介護休業期間は3ヶ月（最長93日間）で、同一の対象家族の同一の要介護状態について、1回のみ取得に限られています。

しかし、実際には1回の取得では対応しきれず、介護休業のほか有給休暇等でやり繰りする人や、やむを得ず離職する人が多い現状があります。

平成29年1月1日からは、93日間を上限とする介護休業を3回まで分割して取得できるようになります。

分割取得ができるようになれば、これまでよりも介護休業を取得しやすくなりますね。また、介護による離職の減少にもつながるかもしれません。

◎ 7月は「全国安全週間」です！

厚生労働省では7月1日から一週間、「全国安全週間」を実施しています。

平成28年度「全国安全週間」スローガン
「見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理」

全国安全週間は、労働災害を防止するための産業界での自主的な活動を推進するとともに、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として、毎年厚生労働省が実施しています。

厚生労働省では、スローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組をおこない、労働災害の防止を呼び掛けています。

安全な職場環境を形成するために、同じ職場にいる労働者全員で早期に危険要因を発見・改善・見える化し、事故の発生を未然に防ぐようにしましょう。

■ 労災保険のメリット制について

事業の種類ごとに災害率等に応じて定められて

いる労災保険率を個別の事業に適用する際、事業の種類が同一であっても作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、事業主の災害防止努力の如何等により、事業ごとの災害率に差があるため、事業主負担の公平性の観点から、さらに、事業主の災害防止努力をより一層促進する観点から、当該事業の災害の多寡に応じ、労災保険率又は労災保険料を上げ下げする、という仕組みがメリット制です。

◎ メリット制の適用事業とは？

連続する三保険年度中の各保険年度において、次の①～③の要件のいずれかを満たしている事業であって、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過している事業についてメリット制の適用があります。

- ① 常時100人以上の労働者を使用する事業
- ② 常時20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、その使用労働者数に、事業の種類ごとに定められている労災保険率から非業務災害率（通災及び二次健診給付に係る率：0.9厘）を減じた率を乗じて得た数が0.4以上であるもの
- ③ 一括有期事業における建設の事業及び立木の伐採の事業であって、確定保険料の額が100万円以上であるもの

メリット制適用事業所は、労災の発生率が低下することにより、将来的に労災保険率が下がる可能性がありますので、「全国安全週間」をきっかけに労災発生防止に努めましょう！

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

Tel: (03) 6831-3310